

# 教育委員会会議録

平成30年1月17日（水） 午後1時30分 開会

午後1時54分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員等

平松直巳教育長、則竹伸也委員、廣美里委員、大須賀憲太委員、広沢憲治委員

## 3 説明のため出席した職員

後藤由紀夫事務局長、永井勇一次長兼管理部長、荻原哲哉学習教育部長  
橋本礼子生涯学習スポーツ監、須田文清総合教育センター所長、横井英行総務課長  
野村均教育企画課長、瀨瀬知行財務施設課長、稲垣直樹教職員課長  
林一也福利課長、富田正美生涯学習課長、柴田悦己高等学校教育課長  
柵木智幸義務教育課長、北島淳特別支援教育課長、霊池恵量保健体育スポーツ課長  
安井健治文化財保護室長、馬場茂インターハイ推進室長、黒沢正行健康学習室長  
伊藤尚巳総務課主幹、稲垣宏恭教育企画課主幹、高橋亮太財務施設課主幹  
小林紀彦特別支援教育課主幹、宇都宮裕人教育企画課課長補佐

## 4 前回会議録の承認

平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 5 教育長報告

平松教育長が各委員に諮り、報告事項（1）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

### （1）公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

### （2）平成31年度愛知県立高等学校専攻科入学者選抜実施日程について

柴田高等学校教育課長が、平成31年度愛知県立高等学校専攻科入学者選抜実施日程について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（廣委員）

愛知総合工科高校の入学検査が11月10日、瀬戸窯業高校が2月18日、三谷水産高校が1月17日であるが、3つの学校が全て違う日程で検査が行われるのはなぜか。

また、先ほどの説明の中で、愛知総合工科高校については、大学入学や専

門学校入学との兼ね合いから11月の検査となったとあったが、それ以外の専攻科は関係がないのか。

また、こういった学校に進学した後、卒業生たちの就職やその後どういう方面で活躍しているのか、それらを含めてこの時期に定めているということによいのか。

(柴田高等学校教育課長)

日程については、瀬戸窯業高校専攻科、三谷水産高校専攻科の一般選抜は、平成23年度まで2月中旬の同一日程で実施していた。

その理由は、瀬戸窯業高校専攻科には、企業から推薦を受けた勤労者が出願できる勤労者就学制度のためである。企業からの推薦の都合上、一般選抜の日程を2月中旬とし、三谷水産高校専攻科もそれに合わせる形で同一日程としていた。

しかし、三谷水産高校専攻科の情報通信コースが、他の工業高校の出身者も受験ができ、工業高校で学んだことを生かすことができるコースであるため、志願者が多く、一般選抜で不合格になった生徒が出た場合、他の大学や専門学校に出願できるようにという配慮から、平成24年度から1月に早めて実施することとした。

こうした中で、2年前に設置された愛知総合工科高校専攻科については、教育委員会と指定管理法人との協議の結果、これまでの入学者選抜の実績、志願者の状況等を踏まえたうえで11月に実施することとなった。

なお、就職先については、三谷水産高校専攻科の情報通信コースでは、通信技術を身に付けるので、それを生かすことのできる企業に就職している。瀬戸窯業高校専攻科については、窯業であるため、瀬戸を中心とした関連企業への就職はもとより、卒業後も教養を身に付ける目的で陶芸を学んでいる生徒もいると聞いている。

(廣委員)

専攻科以外の入学者選抜の日程は、一般選抜、推薦選抜及び特別選抜ともに3月に統一されたが、外国人生徒等を対象とした特別選抜については、合格した生徒への入学後の対応を高校が求められるため、準備期間が短く苦慮する学校もあるのではないかと思った。

専攻科の日程を統一しないのであれば、高校においても、入学者への対応を学校が整えるために、実情を踏まえた日程にするのもよいと思った。

(柴田高等学校教育課長)

昨年度から実施している新たな入試制度は、様々な条件を考慮し定めたものである。ただし、5年を目途として見直しを検討していくこととしているので、ご意見として承り、今後の実施状況を踏まえて考えてまいりたい。

(廣委員)

教育委員会として専攻科の日程は、各学校が別々であっても問題がないという考え方でよいか。

(柴田高等学校教育課長)

平成24年度からそのような考え方である。

## 6 請願

請願第22号 愛知県教委が2017.10.12付で行った尾張教育事務所職員に対する処分事実に関して再度精査すること等を求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

今回の請願は、前回の教育委員会会議における請願と同じ案件か。

(横井総務課長)

お見込みのとおりである。本件請願事項は、尾張教育事務所職員が、平成28年度に、職場内において事実とは異なる内容で複数回にわたり警察へ通報したり、所属職員へ暴行を加えたりするといった複数の非違行為を行ったため、平成29年10月12日付けで戒告処分とした事案に係るものである。  
請願第23号 学校から職員の暴力(生徒への)をなくすための取り組みを求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(広沢委員)

体罰について、教育委員会はどのように考えているのか。また、体罰事案の報告や相談の流れについても確認したい。

(柴田高等学校教育課長)

体罰は、学校教育法で禁止されている決して許されない行為である。平成25年3月13日付け文部科学省通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」などを各県立高校及び市町村教育委員会に通知し、指導・助言しているところである。

また、体罰に該当するおそれのある事案が発生した場合は、校長から電話等、口頭で教育委員会へ直ちに連絡を行うこととしている。校長は、教育委員会の指示により、報告書を教育委員会に提出し、その後、教育委員会で体罰に該当するか否かを判断し、体罰に該当すると判断した場合は、処分等を検討している。

(大須賀委員)

体罰防止の取組としてどのようなことを行っているのか。また、体罰事案にかかる報告書の公開についてはどのようになっているのか。

(柴田高等学校教育課長)

県立高等学校においては、平成25年度に、生徒指導事例研究会で作成した参考資料「全ての子どもが笑顔になるために」を各県立高校に配布し、教育委員会のホームページに掲載するなど、体罰防止等、生徒指導の参考に活用するよう指導している。

また、平成29年度から、体罰に係る処分を受けた教員を対象として「体罰防止アンガーマネジメント研修」を、管理職の指導のもと「全ての子どもが笑顔になるために」を使用して実施し、事後に教育委員会に研修結果報告書を提出することとしている。

なお、小中学校においても、機会がある度に、適切な生徒指導のあり方について、指導助言していると聞いている。

報告書は、開示請求の対象であり、情報公開条例又は個人情報保護条例に基づき開示・不開示を決定している。

請願第24号 公立高校の校則等を「受験生への学校紹介、案内」、「学校ホームページ」等で公開する事等を求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(則竹委員)

校則は、どのように定められているのか。また、校則にはいかなるものがあるのか。さらに、校則の見直しについてはどのようになっているのか。

(柴田高等学校教育課長)

校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあり、校則の内容は、学校の種別や生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫して適切に定めている。

校則は、校則に反する行為等に対する対応の基準とともに、新入生対象の説明会などで、あらかじめ生徒・保護者に周知している。

校則の内容であるが、例としては、登下校の時間や、自転車、オートバイ等の使用といった通学に関するもの、校内生活に関するもの、服装・髪型に関するもの、所持品に関するもの、欠席や早退等の手続等、学校外の生活に関するものである。

校則の見直しについてであるが、学校を取り巻く社会環境や生徒の状況は変化するため、校則の内容は、生徒の実情、保護者の考え方、あるいは地域の状況、社会の常識、時代の進展等を踏まえたものになっているか絶えず見直す必要がある。

校則の見直しは、最終的には校長の権限であるが、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつながり、生徒の主体性を培う機会にもなるため、生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートを実施したりするなど、生徒や保護者が何らかの形で参加することも考えられることを、学校に伝えている。

## 7 議案

なし

## 8 協議題

平松教育長が各委員に諮り、協議題(1) 平成30年秋の叙勲候補者選考について

ては、人事案件のため、協議題（２） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、及び協議題（３） 愛知県立学校条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づく事前協議であるため、非公開において審議することとした。

- （１） 平成３０年秋の叙勲候補者選考について  
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- （２） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について  
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- （３） 愛知県立学校条例の一部改正について  
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

## ９ その他 な し

## 10 特記事項

- （１） 平松教育長が今回の会議録署名人として広沢委員を指名した。
- （２） 宮崎邦彦氏から、学校から職員の暴力（生徒への）をなくすための取り組みを求める請願、及び公立高校の校則等を「受験生への学校紹介、案内」、「学校ホームページ」等で公開する事等を求める請願について口頭陳述したい旨の申し出があり、平松教育長が、前回会議録の承認後、各５分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- （３） 傍聴人 ３名